平成２２年（フ）第３４７５号
愛知県知多郡南知多町大字片名字浜山１番地の40　チッタ・ナポリＡ棟901
債務者　柘植　　力
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉野　　守
4　破産債権の届出期間　平成23年２月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月12日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５１９号
愛知県春日井市勝川町１丁目34番地
債務者　さっぽろ亭勝川店こと　深見　房子
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹田　卓弘
4　破産債権の届出期間　平成23年２月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月12日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５２３号
愛知県瀬戸市瘤木町62番地
債務者　酒井　洋巳
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横須賀紀子
4　破産債権の届出期間　平成23年２月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月12日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５９７号
名古屋市名東区一社１丁目33番地　ティアイ一社307号
債務者　相樂　良枝
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　英行
4　破産債権の届出期間　平成23年２月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月12日午後１時55分
6　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５８６号
名古屋市北区大杉３丁目11番19号
債務者　祖父江秀雄
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江本　拳敏
4　破産債権の届出期間　平成23年２月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月19日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６４３号
長崎県長崎市上戸石町1702番地
債務者　陣野信一郎
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　　誠
4　破産債権の届出期間　平成23年２月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月15日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１６６４号
神戸市東灘区深江南町３丁目３番13号　鎌田文化３号
債務者　岩本　輝明
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　弘毅
4　破産債権の届出期間　平成23年２月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月23日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６８１号
大分県由布市湯布院町川上2932番地２
債務者　三苫　俊二
1　決定年月日時　平成23年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　立茂
4　破産債権の届出期間　平成23年２月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月12日午後１時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１号
三重県伊勢市岩渕３丁目３番31号
債務者　中山　吉嗣
1　決定年月日時　平成23年１月７日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第１１５号
青森県十和田市大字相坂字相坂29番地12　グリーンハウス７号
債務者　野崎　将巧
1　決定年月日時　平成23年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第１２３号
青森県三戸郡五戸町字ウルエ長根下10番地13　朝日ハイツ６号
債務者　川村恵美子
1　決定年月日時　平成23年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第１２５号
青森県十和田市西四番町９番16号　メゾネット201
債務者　川岸　貴子
1　決定年月日時　平成23年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第１７４１号
さいたま市岩槻区大字小溝876番地82
債務者　細木　久雄
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５５９号
沖縄県那覇市楚辺２丁目19番28号
債務者　仲本智恵子
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第５６１号
沖縄県那覇市曙３丁目８番20号　砂辺アパート305
債務者　新川　美竹
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部